

発想の転換!? 遺産分割の工夫 ～限定承認を選択～ その4

発想の転換による「遺産分割の工夫」によって相続開始後においても相続税を軽減することができることを、設例などを用いて解説しています。今回は、「限定承認を選択した場合の課税関係」について解説します。

1. 限定承認の概要

限定承認は、相続財産の限度でのみ相続債務を負担するという条件付の相続の方法です。限定承認を行うには、相続の開始を知った時から3か月以内に家庭裁判所に、相続人全員（相続を放棄した者を除く。）が財産目録等の必要書類を作成し、共同して申し出ることが必要となります。また、相続財産のうち譲渡所得の起因となる資産については、譲渡所得課税が行われることなどから、限定承認の件数は年間650件程度しかありません。

2. 限定承認をした場合の所得税の準確定申告

被相続人からの相続について限定承認をした場合、被相続人の遺産の中に譲渡所得の基因となる資産があった場合には、その資産は相続開始の時に、時価により、被相続人から相続人に対して譲渡があったものとみなされ、これにより発生した譲渡所得についても、その年の初めから相続開始の日までの間に被相続人が得ていた他の所得金額と合わせて被相続人に係る準確定申告を、相続開始後4か月以内にする必要があります。

3. 相続税の申告

相続税の申告をする場合、相続財産の時価は相続税評価額に基づいて評価し、債務控除の額は限定承認しているので本来の相続財産の額が限度になります。

【設例】

- 被相続人 父（令和4年3月死亡）
- 相続人 長男・長女
- 相続財産 ① 貸宅地 3億円（取得費不明）、② その他の財産 5億円
- 遺産分割 長男が貸宅地とその他の財産1億円を、長女がその他の財産4億円を相続する
- その他 長男は貸宅地を相続した直後に、長男が主宰する法人へ譲渡することとします。
- 相続の選択（① 単純承認によって相続する、② 限定承認によって相続する）
- 貸宅地の時価と父の譲渡税（準確定申告）
 - 時価 5億円
 - 課税長期譲渡所得金額 5億円－（5億円×5%）＝47,500万円
所得税 47,500万円×15.315%≒7,275万円。住民税は課されない
- 相続税等の計算（単位：万円）

	単純承認の場合		限定承認の場合	
	長男	長女	長男	長女
貸宅地	30,000	—	30,000	—
その他の財産	10,000	40,000	10,000	40,000
債務（父の譲渡税）	—	—	△7,275	—
課税価格	40,000	40,000	32,725	40,000
相続税の総額	29,500		25,862	
各人の算出税額	14,750	14,750	11,637	14,225
譲渡税（長男）	(※1) 7,402	—	(※2) 0	—
各人の合計税額	22,152	14,750	11,637	14,225
税額合計	36,902		(※3) 33,137	

(※1) 単純承認の場合（長男の所得税）

① 課税長期譲渡所得金額
5億円－（5億円×5%）－（14,750万円×3億円÷4億円）（取得費加算）≒36,438万円

② 所得税 36,438万円×15.315%≒5,580万円

③ 住民税 36,438万円×5%≒1,822万円

④ 税額合計（②+③） 7,402万円

(※2) 限定承認の場合（長男の所得税）
課税長期譲渡所得金額 5億円－5億円＝0万円

(※3) 7,275万円（父の譲渡税）＋25,862万円（相続税の合計額）＝33,137万円

上記の設例の場合、長男が相続した土地を相続税額の取得費加算の特例を活用して法人へ譲渡するよりも、限定承認によって父の譲渡とすれば、父の譲渡所得税は債務として相続財産から控除され、かつ、住民税も課税されません。

高収益な賃貸不動産や半永久的に残したいと願う土地については、限定承認を選択することで相続税の負担を軽減し、相続した直後に法人へ譲渡すれば、相続人に対して譲渡税は課されません。（文責：山本和義）